

農業委員会 総会（10月） 議事録

日 時	令和 6 年 10 月 25 日（水）		9：00-10：00
場 所	住 民 セ ン タ ー 3 階 研 修 室		
出 席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	10	小久保 利佳
	農地利用最適化推進委員		前田 互
	事務局	事務局長	
事務局		前田 直哉	
事務局		佐藤 文乃	
欠 席	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	事務局		釜 靖昭
傍 聴 人	0 名		

- 1 会議事件
 - (1) 議案第 29 号 5 条申請について
 - (2) 議案第 30 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 若郷地区 1 筆
 - (3) 議案第 31 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 式根島地区 1 筆
 - (4) 議案第 32 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 式根島地区 2 筆
- 2 協議事項
 - (1) 地域計画について
 - (2) R6 農地利用意向調査について
 - (3) その他
 - ① 農林係より本村地区農地をご利用の方へお知らせ
新島村農業用水源監視システム導入工事に伴う本村地区農道沿線の高木化した樹木の伐採について
 - ② 農業委員会だより 12 月号について
 - ③ 議事録署名人について
 - ④ 11 月の総会について

1 会議事件

(1) 議案第 29 号 5 条申請について

字 川原 1 筆（調査員：石野会長、内藤委員）

譲受人である[REDACTED]の向かいにある農地の転用申請。

現在の店舗の敷地内では駐車場が足りないため、都道を挟んで向かい側の農地を駐車場として整備したいとのこと。

石野会長より調査報告。

[REDACTED]の担当職員及び譲渡人が立会いの上、現地調査を行った。

売買による所有権移転を伴う転用であり、駐車場のため建築物はないものの、大きなバナナの木が多数植わっていることから、その伐採などの整備費用がかかるが、資金面に信用性のある法人であり、当該農地も北は都道、東・西側は荒蕪地、南は宅地であり、周辺は市街地化が進んでいることから、転用には影響が無いものと考えられるため、全会一致で許可とする。

(2) 議案第 30 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について（農地中間管理事業）若郷地区 1 筆

貸借希望のあった農地で新規案件。天野委員が調査報告。

当該農地は既に整備されており、周囲も耕作されている。

今年度、東京都山村離島振興施設補助事業を利用し、ハウスの建設を行うことから、ハウスの耐用年数が切れる 11 年で契約を行うもの。

登記名義人が死亡しており、相続人は子 3 名。相続人過半数以上の合意で貸せることとなるが、全員島内在住のため、3 名全員から合意をとり、契約を結ぶ予定。

問題なしとして意見なし。

事務局： 事務局より補足説明となりますが、本件、もし東京都農業会議の「長期貸借奨励事業」を受ける場合、相続人の持ち分ごとの請求となります。

今回は相続人は子が 3 名のため、1/3 ずつの請求となり、申請は 3 名それぞれが行うこととなります。

(3) 議案第 31 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について（農地中間管理事業）式根島地区 1 筆

貸借希望のあった農地で新規案件。宮川委員が調査報告。

当該農地は荒蕪地で、周囲も遊休農地となっている。

4 年前くらいまで耕作されており、まだ大きな木は生えていないので、耕作地に戻すなら今やらないと山林化してしまうと思われる。

なお、本件も登記名義人が死亡しており、相続人は妻と子 3 名の 4 名。相続人過半数以上の合意で貸せることとなるが、妻 1/2 と子 1 名の 1/6 で過半数以上となる。子 2 名が島外在住なことから、口頭説明で合意をとってもらい、書面契約は妻と子 1 名のみで結ぶ予定。

問題なしとして意見なし。

石野会長： ご兄弟たちにはもう合意をとってあるのか？

事務局： これから電話等で口頭で合意をいただくこととなっています。

石野会長： ご存じと思うが相続で揉めてしまい、貸し出しができなくなったケースもあるので、合意の連絡はしっかりしてもらうように。

事務局： なお、事務局より補足説明となりますが、本件、もし東京都農業会議の「長期貸借奨励事業」を受ける場合、書面合意した相続人のみに請求権があり、かつ書面合意した持ち分の金額分のみの支給となります。

今回は相続人は妻が 1/2、子が 1 名で 1/6 のため、その持ち分ずつの請求となります。

(4) 議案第 32 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について（農地中間管理事業）式根島地区 2 筆

貸借希望のあった農地 2 筆で新規案件。宮川委員が調査報告。

当該農地は荒蕪地で、周囲も遊休農地となっている。

5 年前くらいまで耕作されており、まだ大きな木は生えていないので、耕作地に戻すなら今やらないと山林化してしまうと思われる。

問題なしとして意見なし。

2 協議事項

(1) 地域計画について

まだ本決定ではないが、11/28. 29 日に 3 地区において第 2 回協議の場を開催予定。

本決定し次第通知。

(2) R6 農地利用意向調査について

36 名 40 筆の方へ発送を予定。

回答締切次第、調査結果をご報告します。

(3) その他

① 農林係より本村地区農地をご利用の方へお知らせ

新島村農業用水源監視システム導入工事に伴う本村地区農道沿線の高木化した樹木の伐採について（係長より報告）

② 農業委員会だよりについて

次号 12 月担当委員は天野委員、大沼委員、前田委員、公文委員

〆切：令和 6 年 11 月 15 日（金） 〆切厳守で

③ 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名（8 月分：公文委員、内藤委員）

④ 11 月の総会について

11 月 26 日 （火）

大沼委員： どの程度伐採するのか？最低限だとすぐ元に戻ってしまう。

前田係長： 1m程度を目安に考えています。

大沼委員： もっと切って欲しいという要望があった場合は対応可能か？

前田係長： できなくはないと思います。

石野会長： 他に何かあるか？

天野委員： 一男さんが急遽休みになっちゃったので、言っといってくれと言われたんですが、本村トラクターを若郷農地で借りるときの輸送車の確保が難しくて。輸送車を村が持って、トラクターと一緒に借りるとかってできないかなって。大きいトラクターだと軽トラに載らなくて。

石野会長： 車は汎用性が高すぎて山村離島の補助対象外になっているよね？

事務局： はい。なので、村で車両を確保するというのはちょっと現実的に難しいかもしれません。

石野会長： うちでもいいけど、島内業者に頼むのはどうだろう？その輸送費は農業推進支援事業で半額補助になるわけだし。利用料と併せてさ。

事務局： それでしたら利用可能です。

宮川委員： 農業用機械の利用料も利用できるの？

事務局： はい。一般住民と担い手で利用料変わらないので、補助対象になります。

石野会長： 昔は利用料分けてる時もあったけどね。

天野委員： 分かりました。じゃあそのように伝えます。

— 閉会 —

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和6年10月25日

新島村農業委員長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印